

# 横浜市立旭中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定(令和3年4月1日改訂)

## 1 いじめ防止に向けた旭中学校の考え方

### (1)いじめの定義(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 第一章 定義 第二条)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2)いじめ防止等にむけての基本理念

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害である。
- ③ いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるように家庭、地域及び関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ 生徒一人ひとりに、居場所と役割があり、受け入れられ、自己有用感をもって学校生活を送れるようにし、いじめの起きにくい学校風土を醸成する。
- ⑤ 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子ども自身がいじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

## 2 「旭中学校いじめ防止対策委員会」の設置について

### (1)構成員

校長・副校長・生徒指導専任・教務主任・学年主任・養護教諭

※ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める

### (2)委員会の運営

- ① 学校組織に常設し、授業期間は、原則として週1回開催する。
- ② いじめの疑いがあった際は、直ちに開催することとする。
- ③ いじめの対応の進捗管理、記録の作成・保管を行う。

### (3)委員会の活動内容

- ① いじめの未然防止、早期発見・事案対処についての意志決定をし、全校体制の組織的な取組の中核として活動する。
- ② 学校いじめ防止委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する。

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### (1)いじめの未然防止

- いじめが起きにくい学校風土づくり

学級経営の充実、授業の充実、生徒活動の充実、生徒の自尊感情の育成を図り、また、特に配慮が必要な生徒への支援に力を入れる。

### (2)いじめの早期発見

- いじめアンケートの実施、教育相談の実施、YP アセスメントの活用、生徒・保護者・地域のネットワークによる情報収集などからいじめの早期発見に努める。

### (3)いじめに対する措置

- ① いじめの兆候や懸念、訴えがあった場合は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、この委員会が中核となって対応方針を決定し、学校全体で組織的に対応し、被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援をする。
- ② 保護者とパートナーとしての協力体制の確立に努力し、警察署等関係機関とも連携する。

### (4)いじめの解消

- いじめが「解消している」状態とは、「いじめの行為が少なくとも3ヶ月止んでいること」、「当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

### (5)教職員等の研修

- いじめ防止等に係わる校内研修を年度当初に実施する。

### (6)学校運営協議会等の活用

- 旭中学校学校運営協議会や学校・家庭・地域連携事業を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

### (7)取組の検証

- いじめ防止に向けた年間計画を立て、PDCAサイクルでの検証を行う。

## 4 いじめ防止対策に向けた年間計画

月	指導・実施事項
4	・教職員研修会(いじめ防止対策等確認) ・スクールカウンセラーの紹介 ・基本方針の生徒・保護者への説明 ・教育相談(実態の把握・対策検討)
5	・各学年校外行事(親和的な集団づくり) ・学校運営協議会との連携 ・学校・家庭・地域連携事業との連携
6	・梅干し作り(地域や小学校との連携・交流活動) ・Y-Pアセスメント実施(実態の把握・対策検討) ・地域行事への参加
7	・いじめ防止アンケートの実施 ・地域行事への参加 ・個別面談(情報収集・対策検討) ・人権作文
8	・よこはまこども会議を含めいじめ防止の取組 ・教育相談(情報収集・対策検討)
9	・体育祭の取組(親和的な集団づくり)
10	・文化発表会の取組(親和的な集団づくり) ・Y-Pアセスメント実施(実態の把握・対策検討) ・児童生徒交流日(小学校との連携・交流活動)
11	・小中合同地域防災訓練(地域や小学校との連携・交流活動) ・個別面談(情報収集・対策検討)
12	・いじめ解決一斉キャンペーン ・人権講演会 ・いじめ防止アンケートの実施
1	・教育相談(実態の把握・対策検討)
2	・学校・家庭・地域連携事業との連携 ・新入生保護者説明会における情報モラル講演 ・合唱コンクールの取組(親和的な集団づくり)
3	・いじめ防止対策・基本方針の見直し ・個別面談(情報収集・対策検討)

## 5 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

重大事態とは、次に挙げる場合をいう。

- ・いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

### (2) 教育委員会への報告

重大事態と思われる案件が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

### (3) 対処・調査・報告

いじめ防止対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点において調査を実施する。いじめを受けた生徒や保護者に対し、適切に情報提供をする。

## 6 その他

この基本方針は、少なくとも年1回点検し、必要があると認められたときには速やかに見直しを行い、現状に即したものとしていく。

平成 26 年 4 月 1 日 策定

平成 29 年 4 月 1 日 改訂

平成 30 年 2 月 6 日 改訂

令和元年 9 月 20 日 改訂

令和 2 年 4 月 1 日 改訂

令和 3 年 4 月 1 日 改訂